



昭和32年度鳥取県歳入歳出追加更正予算		繰越金	
款	項	歳入	歳出
11	1	繰越金	52,275
	2	前年度繰越金	8,170
	3	雑収入	107
	4	弁償金及び報償金	2,800
	5	延滞金	183
	6	物品売払代金	5,660
	7	雑収入	5,330
	8	債権	5,330
	9	債権	57,690
	10	歳入合計	
	11	歳出	
12	1	議費	13
	2	県庁費	291
	3	県立施設費	111
	4	県立施設費	—
	5	県立施設費	—
	6	県立施設費	—
	7	県立施設費	—
	8	県立施設費	—
9	県立施設費	—	
10	県立施設費	—	
11	県立施設費	—	
12	県立施設費	—	
13	県立施設費	—	
14	県立施設費	—	
15	県立施設費	—	
16	県立施設費	—	
17	県立施設費	—	
18	県立施設費	—	
19	県立施設費	—	
20	県立施設費	—	
21	県立施設費	—	
22	県立施設費	—	
23	県立施設費	—	
24	県立施設費	—	
25	県立施設費	—	
26	県立施設費	—	
27	県立施設費	—	
28	県立施設費	—	
29	県立施設費	—	
30	県立施設費	—	
31	県立施設費	—	
32	県立施設費	—	
33	県立施設費	—	
34	県立施設費	—	
35	県立施設費	—	
36	県立施設費	—	
37	県立施設費	—	
38	県立施設費	—	
39	県立施設費	—	
40	県立施設費	—	
41	県立施設費	—	
42	県立施設費	—	
43	県立施設費	—	
44	県立施設費	—	
45	県立施設費	—	
46	県立施設費	—	
47	県立施設費	—	
48	県立施設費	—	
49	県立施設費	—	
50	県立施設費	—	
51	県立施設費	—	
52	県立施設費	—	
53	県立施設費	—	
54	県立施設費	—	
55	県立施設費	—	
56	県立施設費	—	
57	県立施設費	—	
58	県立施設費	—	
59	県立施設費	—	
60	県立施設費	—	
61	県立施設費	—	
62	県立施設費	—	
63	県立施設費	—	
64	県立施設費	—	
65	県立施設費	—	
66	県立施設費	—	
67	県立施設費	—	
68	県立施設費	—	
69	県立施設費	—	
70	県立施設費	—	
71	県立施設費	—	
72	県立施設費	—	
73	県立施設費	—	
74	県立施設費	—	
75	県立施設費	—	
76	県立施設費	—	
77	県立施設費	—	
78	県立施設費	—	
79	県立施設費	—	
80	県立施設費	—	
81	県立施設費	—	
82	県立施設費	—	
83	県立施設費	—	
84	県立施設費	—	
85	県立施設費	—	
86	県立施設費	—	
87	県立施設費	—	
88	県立施設費	—	
89	県立施設費	—	
90	県立施設費	—	
91	県立施設費	—	
92	県立施設費	—	
93	県立施設費	—	
94	県立施設費	—	
95	県立施設費	—	
96	県立施設費	—	
97	県立施設費	—	
98	県立施設費	—	
99	県立施設費	—	
100	県立施設費	—	

昭和32年度鳥取県歳入歳出追加更正予算		繰越金	
款	項	歳入	歳出
1	1	繰越金	52,275
	2	前年度繰越金	8,170
	3	雑収入	107
	4	弁償金及び報償金	2,800
	5	延滞金	183
	6	物品売払代金	5,660
	7	雑収入	5,330
	8	債権	5,330
	9	債権	57,690
	10	歳入合計	
	11	歳出	
12	1	議費	13
	2	県庁費	291
	3	県立施設費	111
	4	県立施設費	—
	5	県立施設費	—
	6	県立施設費	—
	7	県立施設費	—
	8	県立施設費	—
9	県立施設費	—	
10	県立施設費	—	
11	県立施設費	—	
12	県立施設費	—	
13	県立施設費	—	
14	県立施設費	—	
15	県立施設費	—	
16	県立施設費	—	
17	県立施設費	—	
18	県立施設費	—	
19	県立施設費	—	
20	県立施設費	—	
21	県立施設費	—	
22	県立施設費	—	
23	県立施設費	—	
24	県立施設費	—	
25	県立施設費	—	
26	県立施設費	—	
27	県立施設費	—	
28	県立施設費	—	
29	県立施設費	—	
30	県立施設費	—	
31	県立施設費	—	
32	県立施設費	—	
33	県立施設費	—	
34	県立施設費	—	
35	県立施設費	—	
36	県立施設費	—	
37	県立施設費	—	
38	県立施設費	—	
39	県立施設費	—	
40	県立施設費	—	
41	県立施設費	—	
42	県立施設費	—	
43	県立施設費	—	
44	県立施設費	—	
45	県立施設費	—	
46	県立施設費	—	
47	県立施設費	—	
48	県立施設費	—	
49	県立施設費	—	
50	県立施設費	—	
51	県立施設費	—	
52	県立施設費	—	
53	県立施設費	—	
54	県立施設費	—	
55	県立施設費	—	
56	県立施設費	—	
57	県立施設費	—	
58	県立施設費	—	
59	県立施設費	—	
60	県立施設費	—	
61	県立施設費	—	
62	県立施設費	—	
63	県立施設費	—	
64	県立施設費	—	
65	県立施設費	—	
66	県立施設費	—	
67	県立施設費	—	
68	県立施設費	—	
69	県立施設費	—	
70	県立施設費	—	
71	県立施設費	—	
72	県立施設費	—	
73	県立施設費	—	
74	県立施設費	—	
75	県立施設費	—	
76	県立施設費	—	
77	県立施設費	—	
78	県立施設費	—	
79	県立施設費	—	
80	県立施設費	—	
81	県立施設費	—	
82	県立施設費	—	
83	県立施設費	—	
84	県立施設費	—	
85	県立施設費	—	
86	県立施設費	—	
87	県立施設費	—	
88	県立施設費	—	
89	県立施設費	—	
90	県立施設費	—	
91	県立施設費	—	
92	県立施設費	—	
93	県立施設費	—	
94	県立施設費	—	
95	県立施設費	—	
96	県立施設費	—	
97	県立施設費	—	
98	県立施設費	—	
99	県立施設費	—	
100	県立施設費	—	



1 病院費	1	1	1	1	1
歳出合計					
昭和32年度特別会計農業改良資金助成事業費歳出更正予算					
歳出	歳出	今回追加(更正)	予算額		
1 農業改良資金貸付事業費			1		
1 農業改良資金貸付事業費			1		
歳出合計			1		

昭和32年度鳥取県営電気事業会計追加予算(総則)

第一条 昭和32年度電気事業会計の追加予算は以下に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第二条 資本的支出の予定を次のとおり追加する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額55,882

千円は、当年度分損益勘定出保資金で補てんするものとする。)

科	目	(要決定) (予定額) 千円	(増追加) (予定額) 千円	(計) 千円
第一款	資本的支出	470,985	1,900	472,885
第一項	建設反勘定	463,385	1,900	465,285

鳥取県告示第百二十九号

米穀の生産者が指定業者に対してする昭和三十二年産米穀の売渡の委託等の臨時措置に関する省令(昭和三十一年十二月農林省令第五十五号)第一条第一項及び食糧管理法施行規則(昭和二十二年十二月農林省令第百三十三号)第十五条の二第一項による臨時匿名集荷制度の実施期日を次のとおり指定した旨農林大臣から通知を受けた。

昭和三十三年四月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

昭和三十三年四月一日

鳥取県告示第百三十号

次のように肝てつ、検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年四月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 牛の肝てつ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛ただし、生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 肝てつ、検査……皮内注射反応、虫卵検査法 肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施月日 実施区域 実施場所

四月十一日	日野郡根雨町	根雨、舟場、三谷、貝原家畜検査場
" 十二日 "	"	野田、安原、津地、添原
" 十七日 "	江府町	池の内、尾の原、日の詰、源山口
" 十八日 "	"	原、小原、杉谷
" 二十三日 "	"	宮市、貝田
" 二十四日 "	溝口町	大江、上野、大平原
" 二十五日 "	"	長山、谷川、宮原、宇代
" 二十六日 "	"	福岡、下代、郷原
" 二十八日 "	"	池田、畑地、間地、二部(宮の華を含む。)
" 三十日 "	"	焼杉、上の名、藤屋(須鎌を含む。)、船越
五月 一日 "	"	福島、福吉、三部のI、三部のII
" 二日 "	"	根雨原

鳥取県告示第百三十一号

鳥取県繭需給調整幹旋要綱を次のように定める。

昭和三十三年四月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県繭需給調整幹旋要綱

第一条 産繭処理の合理化を図り、産繭の増強と繭質の改善向上を助長育成し、もつて蚕糸業の健全な発達に寄与するため、この要綱の定めるところにより、繭需者者間における繭の買入れ数量につき調整幹旋を行う。

第二条 本県生産の上繭並びに玉屑繭は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条の規定に基く団体協約（以下「団体協約」という。）による取引を指導原則とする。

第三条 団体協約を締結した繭収納工場は、検定供用繭採取後、調整上繭を生繭で鳥取県養蚕農業協同組合連合会（以下「県養連」という。）に引渡しをなすものとする。

第四条 調整繭の引渡し場所は、団体協約を締結した繭

収納工場とする。

第五条 県養連は調整上繭を、生繭又は乾繭で、それを譲り受けようとする業者（以下「譲り受け業者」という。）に引渡しをなすものとする。

第六条 調整繭数量の決定は、毎年春蚕繭出荷以前に行い、その年度における増減産率が考慮されるものとする。

第七条 調整上繭は、毎蚕期出荷以前にその荷口を予定するものとする。

第八条 玉屑繭は、郡を単位とする養蚕団体において集荷の上、譲り受け業者に引渡されるものとする。

第九条 調整繭を譲り渡す業者は、県の指示なくしては、調整繭の引渡しを拒否しないものとする。

第十条 譲り受け業者は、団体協約によらないで上繭、玉屑繭の買入れ、その他団体協約の不履行を誘発する

ような一切の行為をしないものとする。

第十一条 第九条及び第十条に違背した業者に対しては、繭の調整幹旋を取り止める。

第十二条 実施細目については別途協議の上決定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第三百三十二号

定期種畜検査が次のように実施される。

昭和三十三年四月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一班

昭和三十三年定期種畜検査日程

検査月日	検査地	家畜の種類	摘 要
四月 七日	鳥取市	鳥取家畜市場	
八日	岩美郡	岩美町	和牛、乳牛、豚
九日	鳥取市	古海	山羊、山羊、豚
一〇日	気高郡	気高町	
十一日	八頭郡	船岡町	
十二日			
十三日			
十四日			
十五日			
十六日			
十七日			
十八日			
十九日			
二十日			
二十一日			
二十二日			
二十三日			
二十四日			
二十五日			
二十六日			
二十七日			
二十八日			
二十九日			
三十日			
三十一日			
四月 一日	吉方	鳥取家畜市場	
二日	岩美郡	浦富	
三日	古海	古海	
四日	気高郡	浜村	
五日	船岡町	船岡	
六日			
七日			
八日			
九日			
十日			
十一日			
十二日			
十三日			
十四日			
十五日			
十六日			
十七日			
十八日			
十九日			
二十日			
二十一日			
二十二日			
二十三日			
二十四日			
二十五日			
二十六日			
二十七日			
二十八日			
二十九日			
三十日			
三十一日			

和牛は新願牛のみとする



00758

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名	職業	住所又は主たる事務所の所在地	報告書受理年月日
鳥取県西部地区青年団協議会	1,575,000	1				一、二二
日本共産党伯西地区委員会	1,100,000	1				一、二二
日本社会党鳥取県連合会	5,000	1				一、二二
鳥取支部	5,000	1				一、二二
日本農民組合鳥取県支部連合会	1,100,000	1				一、二二
日本民主教育政治連盟鳥取県支部	1,100,000	1				一、二二
民有林振興協会鳥取県支部	1,100,000	1				一、二二
<b>四 主たる寄附者及び支出</b>						
<b>(一) 寄附者</b>						
政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名	職業	住所又は主たる事務所の所在地	報告書受理年月日
自由民主党鳥取県支部連合会	70,000	1	坂口平兵衛	会社社長	米子市	一、二二
	100,000	1	鳥取銀行		鳥取市	一、二二
	65,000	1	日の丸自動車株式会社			一、二二
	60,000	1	米原 章三	会社役員	八頭郡智頭町	一、二二
	50,000	1	木島 虎蔵	会社社長	東京都中野区	一、二二
	100,000	1	山陰合同銀行鳥取支店		鳥取市	一、二二

00757

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附の総額	一件五百円以上の寄附の総額	支出の総額	一件千円以上の支出の総額	一件五百円以上の支出の総額	報告書受理年月日
春日村農村青壮年連盟	100	1					昭和 三三、一、二二
機関車政治連盟米子支部	100	1					一、二二
自治労協政治連盟鳥取支部	100	1					一、二二
自由民主党 岩井支部	100	1					一、二二
鳥取県支部連合会	1,000,000	6	1,559,830	763,000			一、二二
本庄支部	100	1					一、二二
自由党鳥取県支部因幡部会	100	1					一、二二
西気高支部	100	1					一、二二
全日本自由労働組合鳥取県支部	100	1					一、二二
直道会	200,000	3	3,660	1,470			一、二二
鳥取県医師連盟	100	1					一、二二
鳥取県高郡青谷町徳安後援会	100	1					一、二二
鳥取県青年婦人会議	100	1					一、二二
鳥取県自由民主党	100	1					一、二二
鳥取県自由民主党青年部西部地区支部	100	1					一、二二

日本社会党鳥取県連合会

一〇、〇〇〇	一	建部 邦雄	八頭郡智頭町
一〇、〇〇〇	一	稲田 直道	鳥取市
五、〇〇〇	一	木下 信光	"
一八、〇〇〇	一	足鹿 覚	国會議員
二七、〇〇〇	一	中田 吉雄	米子市
二、五〇〇	一	妹尾 三男	鳥取市
三、〇〇〇	一	新見 修	米子市
四、五〇〇	一	堀江 実藏	日野郡江府町
			東伯郡東伯町

支出

政党、協会その他の団体名  
自由民主党鳥取県支部連合会

支出の総額	件数	支出の目的
二二二、三五〇	二五	給与費
一七、三四〇	七	旅費
四二、一九七	三九	通信運搬費
一九、七〇五	四	消耗品費
一六、六〇〇	一	印刷費
一、五〇〇	一	備品費
一〇、五〇〇	五	広告料
七〇、〇〇〇	七	借家料

直道会

鳥取県会自由民主党

日本社会党鳥取県連合会

四三、〇〇〇	六三	雑費
一六一、六九九	三二	会議及び部会費
一一一、〇〇〇	七	事務所費
七〇、〇〇〇	一	交付金
七、〇〇〇	一	印刷費
六、九一〇	一二	会場費
五、五四〇	三	広告料
一、〇〇〇	三	雑費
二三、二一〇	一	会議費
六、〇〇〇	一	給与費
五、二四〇	一	通信費
二、四三〇	一	消耗品費
四七、〇〇〇	六	給与費